

JCHO 東京新宿メディカルセンター
総務企画課長

< 院内活動についての再周知 >

日頃より、当院院内活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、不適切な事例が散見されているため、改めて JCHO 東京新宿メディカルセンターにおける医薬情報担当者及び医療機器販売担当者の院内活動の下記要項について厳守するようお願いいたします。

[懸念点]

- ・患者さんの診察・通行や待機場所の妨げになる行為
- ・患者さんから医師との利害関係が疑われるような行為

[具体的事例]

- ・外来に MR が待機し、患者さん用の椅子に座っていることで患者さんの待機の妨げとなっている
- ・外来に医師との面会を求め、アポなしで医師の呼び出しを依頼することで外来スタッフの業務負担となる
- ・外来時間中に医師と外来ブースで面会をすることで診療の妨げとなる上に宣伝活動が患者さんに聞こえ誤解を生む
- ・共有スペースで医師に話しかけ、歩きながら宣伝活動を行うことで誤解を生む

な ど

[要 項]

1、目 的

JCHO 東京新宿メディカルセンターにおける高品質な医薬品及び医療機器を、適正な価格と適切な物流方法で安定供給し、医療のクオリティ向上及び医療の安心・安全を目的とした医薬情報担当者及び医療機器販売担当者による院内活動について要項を定める。なお、活動にあたっては日本製薬工業協会が定めた「医療用医薬品プロモーションコード」及び日本医療機器産業連合会が定めた「医療機器業プロモーションコード」を遵守すること。

2、活動時間・場所等

- 訪問する必要がある場合は、必ず当該職員に電話・メール等でアポイントを取ること。
- 原則として、**訪問時間は 15 時以降**とし、情報活動は診察に支障がない場所で行うこと。
- 会議室、診療部長室、医局、病棟ナースステーション等許可された場所以外の立ち入りを禁止する。ただし、職員の同意、同伴等がある場合はこの限りではない。
- 診療部長室及び医局出入口付近の廊下に立つことを禁止する。
- 訪問人数は極力最小限に留めること。
- 医薬情報担当については訪問代表者が「担当者管理システム MONITAR0」に必ず事前登録し、訪問当日は薬局に設置された端末でチェックイン/アウト操作を必ず行うこと。
- **入館許可証**について、医薬情報担当者はチェックイン操作時に薬局で、医療機器販売担当者は総務企画課で必ず受け取り、院内において必ず着用し、終了後に薬局、総務企画課へ返却すること。
- 採用医薬品以外の新規医薬品等を宣伝する場合は、事前に薬剤部へ新薬宣伝活動許可申請を行うこと。

3、製品説明会の実施

院内等で行われる医薬情報担当者及び医療機器販売担当者による自社製品の説明会については、公正な競争及び公正な取引を確保するため、高い倫理感に基づき行われる活動の一環として行われ、各診療科等による複数の医療従事者を対象にして随時実施されるものであり、原則として Web による製品説明会とし、対面で説明が必要な開催については、下記の手順を遵守し**開催の遅くとも2週間前までに総務企画課へ申請**を行うこと。

なお、8:30～17:15 は会議室での実施を優先し、外来及び病棟での開催は不可とする。

- 説明会を開催する場合は、事前（開催の2週間前まで）に所定の『会議室等利用許可申請書』（様式1）により申請をし、総務企画課職員係より『申請承認許可書』（様式2）で許可を得た上で実施すること。また、総務企画課職員係は会議室使用料の請求書を発行し、担当者あてに送付することとする。
- 説明会終了後、申請者（利用責任者）は、請求書の『お支払い期限』までに使用料を『会社名』で振込むこと。

以 上

申請承認書
許可

令和 年 月 日

殿

(施設管理者)

独立行政法人地域医療機能推進機構

東京新宿メディカルセンター院長

令和 年 月 日付の申請については、下記のとおり { 承認 } します。

なお、{ 承認 } した後において、下記の条件に違反した場合は、取り消すことがありますので申し添えます。

記

1. 日 時

令和 年 月 日 自 時 分 時間
至 時 分

2. 場 所

3. 人 員

4. 目 的

5. その他の条件

- ・ 宗教活動又は政治問題の討議のために利用しないこと。その他、違法、不当な内容の討議あるいは決定等を行うために利用しないこと。
- ・ 喧騒にわたるなどして周辺の施設秩序を乱さないこと。
- ・ 施設や器物を汚染、き損しないこと。
- ・ 簡素な飲食物（お弁当等）については、3,000 円（税込）以上の物は受け取れません。
- ・ 利用済後は十分なる清掃のもとに原形に復し、物品等の整理を行い、消灯のうえ施錠して速やかに総務企画課職員係に連絡、その確認を受けること。
- ・ 以上の条件に反した場合は、中途においても { 承認 } を取り消すことがあること。